

平成 27 年度 第 1 回行政経営研究会

日時 平成 27 年 5 月 28 日 (木)

午後 1 時 30 分～ 4 時 30 分

会場 静岡県庁西館 4 階第 1 会議室 A～C

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 要綱の改正

(2) 静岡県行政経営研究会 27 年度予定

(3) 部会の取組の報告・紹介

① 公民連携・協働部会「優良事例大賞」の選出・表彰

② 賀茂消費生活センターの共同設置

(4) 意見交換

4 その他

5 講演会

演題 東三河広域連合について

講師 金田 英樹氏 (東三河広域連合事務局長)

6 閉会

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「县市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、县市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、县市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、县市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 县市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関する事
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関する事
- (3) 研究等の進捗管理に関する事
- (4) 研究等の結果を踏まえた县市町の具体的取組方針の決定に関する事
- (5) 研究等及び县市町の連携促進等に係る連絡調整に関する事
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関する事

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、袋井市企画財政部企画政策課、長泉町総務部門企画財政課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部自治局長をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する静岡県担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部長 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 賀茂地域政策局長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画部長 富士宮市 総務部長 伊東市 総務部長 島田市 企画部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 市長公室長 御殿場市 企画部長 袋井市 理事兼企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 総務部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策協働部長 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

(案)

行政経営研究会設置要綱の一部改正

行政経営研究会設置要綱の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「袋井市企画財政部企画財政課」を「伊東市企画部行政経営課」に改め、同条第4項中「静岡県経営管理部自治局長」を「静岡県経営管理部理事（県・市町連携推進担当）」に改める。

第7条第5項中「静岡県担当課室」を「縣市町担当課室」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部長 静岡県 賀茂振興局長兼政策調整監（伊豆半島担当） 静岡県 経営管理部理事（県・市町連携推進担当） 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長

(案)

	吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

附 則

この改正は、平成 27 年 5 月 日 から施行する。

新旧対照表 (案)

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;">改正前 行政経営研究会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 静岡県及び静岡県内市町(以下「県市町」という。)は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討(以下「研究等」という。)を行うため、行政経営研究会(以下「研究会」という。)を設置する。</p> <p>(研究等の対象) 第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。 (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの(既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。) (2) その他研究会が必要と認めるもの</p> <p>(所掌事務) 第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 県市町が連携して研究等を行う事項(以下「研究事項」という。)の決定に関すること (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること (3) 研究等の進捗管理に関すること (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること</p> <p>(研究会) 第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="821 1120 901 1926"> <tr> <td>会 長</td> <td>静岡県経営管理部長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)</td> </tr> </table> <p>3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。 4 副会長は、会長を補佐する。 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(部会) 第5条 部会は、研究会が決定した研究事項(以下「決定研究事項」という。)の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。 2 会長は、前項ただし書きの規定については、次の研究会の会議において報告するものとする。 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p>	会 長	静岡県経営管理部長	副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)	<p style="text-align: center;">改正後 行政経営研究会設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 静岡県及び静岡県内市町(以下「県市町」という。)は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、県市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、県市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討(以下「研究等」という。)を行うため、行政経営研究会(以下「研究会」という。)を設置する。</p> <p>(研究等の対象) 第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。 (1) 行政運営に係る事項であって、県市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの(既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。) (2) その他研究会が必要と認めるもの</p> <p>(所掌事務) 第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。 (1) 県市町が連携して研究等を行う事項(以下「研究事項」という。)の決定に関すること (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関すること (3) 研究等の進捗管理に関すること (4) 研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針の決定に関すること (5) 研究等及び県市町の連携促進等に係る連絡調整に関すること (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関すること</p> <p>(研究会) 第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="821 257 901 1064"> <tr> <td>会 長</td> <td>静岡県経営管理部長</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)</td> </tr> </table> <p>3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。 4 副会長は、会長を補佐する。 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(部会) 第5条 部会は、研究会が決定した研究事項(以下「決定研究事項」という。)の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。</p>	会 長	静岡県経営管理部長	副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)
会 長	静岡県経営管理部長								
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)								
会 長	静岡県経営管理部長								
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者(市及び町それぞれ1名とする。)								

改正後	改正前
<p>9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項(以下「研究希望事項」という。)のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。</p> <p>3 事務局は、<u>伊東市企画部行政経営課</u>、長泉町総務部門企画財政課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、<u>静岡県経営管理部理事(県・市町連携推進担当)</u>をもって充てる。</p> <p>(課題検討会)</p> <p>第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。</p> <p>2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもつて構成する。</p> <p>3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。</p> <p>4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する<u>県市町担当課室</u>がその支援を行うものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。 附 則 <u>この要綱は、平成27年5月 日から施行する。</u></p>	<p>9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。</p> <p>2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項(以下「研究希望事項」という。)のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。</p> <p>3 事務局は、<u>袋井市企画財政部企画政策課</u>、長泉町総務部門企画財政課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。</p> <p>4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、<u>静岡県経営管理部自治局長</u>をもって充てる。</p> <p>(課題検討会)</p> <p>第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。</p> <p>2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもつて構成する。</p> <p>3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。</p> <p>4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する<u>静岡県担当課室</u>がその支援を行うものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年4月24日から施行する。</p>

新旧対照表(案)

改正前		改正後	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
行政経営研究会の構成員		行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部部長 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局長 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 <u>静岡県 賀茂振興局長</u> <u>静岡県 賀茂振興局長兼政策調整監(伊豆半島担当)</u> 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局長 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事	静岡県	静岡県 経営管理部部長 静岡県 賀茂振興局長兼政策調整監(伊豆半島担当) 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局長 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡県内市町 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 <u>三島市 企画部長</u> 富士宮市 総務部長 伊東市 総務部長 島田市 企画部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 <u>藤枝市 市長公室長</u> 御殿場市 企画部長 <u>袋井市 理事兼企画財政部長</u> 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 <u>菊川市 総務部長</u> 伊豆の国市 市長戦略部長 <u>牧之原市 政策協働部長</u> 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長 事務局長	静岡県内市町	静岡県内市町 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 <u>三島市 企画戦略部長</u> 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 <u>藤枝市 都市創生戦略監</u> 御殿場市 企画部長 <u>袋井市 企画財政部長</u> 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 <u>菊川市 企画財政部長</u> 伊豆の国市 市長戦略部長 <u>牧之原市 政策創生専門監</u> 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長 事務局長
静岡県市長会町村会総合事務局	静岡県市長会町村会総合事務局 事務局長	静岡県市長会町村会総合事務局	静岡県市長会町村会総合事務局 事務局長

(案)

行政経営研究会設置要綱

(目的)

第1条 静岡県及び静岡県内市町（以下「县市町」という。）は、静岡県全体の行政運営の効率化、最適化を目指し、县市町及び静岡県内市町間の連携を促進するとともに、县市町で共通する行政課題の解決に向けた研究及び検討（以下「研究等」という。）を行うため、行政経営研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(研究等の対象)

第2条 研究会における研究等の対象は次のとおりとする。

- (1) 行政運営に係る事項であって、县市町が連携して研究等を行うことにより静岡県全体の行政運営の効率化、最適化に資すると見込まれるもの（既に解決に向けた研究又は検討の仕組みがあるものを除く。）
- (2) その他研究会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 研究会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 县市町が連携して研究等を行う事項（以下「研究事項」という。）の決定に関する事
- (2) 研究事項に係る部会の設置の決定に関する事
- (3) 研究等の進捗管理に関する事
- (4) 研究等の結果を踏まえた县市町の具体的取組方針の決定に関する事
- (5) 研究等及び县市町の連携促進等に係る連絡調整に関する事
- (6) その他研究会の目的の達成に必要な事項に関する事

(研究会)

第4条 研究会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 研究会に会長及び副会長を置き、それぞれ次の表に掲げる者をもって充てる。

会 長	静岡県経営管理部長
副会長	静岡県内市町の構成員のうちから会長が指名する者（市及び町それぞれ1名とする。）

- 3 研究会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、研究会が決定した研究事項（以下「決定研究事項」という。）の具体的な研究等を行うため、研究会の決定により設置する。ただし、会長は、急を要するため研究会を招集する時間的な余裕がないなど必要と認めるときは、副会長に協議の上、研究事項及び部会の設置を決定することができる。

(案)

- 2 会長は、前項ただし書きの規定による措置については、次の研究会の会議において報告するものとする。
- 3 部会は、決定研究事項に係る研究等の結果を踏まえた県市町の具体的取組方針案を作成し、研究会に報告するものとする。
- 4 部会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の決定研究事項に関係する職員をもって構成する。
- 5 部会に部会長を置き、部会長は、部会の構成員の互選により定める。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 7 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 8 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 9 部会の庶務は、決定研究事項を所管する静岡県担当課室において処理し、事務局がその支援をするものとする。

(事務局)

- 第6条 研究会の所掌に係る企画、協議及び調整並びに庶務等を行うため、事務局を設置する。
- 2 事務局は、県市町から提案のあった研究希望事項（以下「研究希望事項」という。）のうち、静岡県全体の行政運営の効率化・最適化に資すると見込まれる研究事項案を選定し、研究会及び会長に報告するものとする。
 - 3 事務局は、伊東市企画部行政経営課、長泉町総務部門企画財政課、静岡県市長会町村会総合事務局、静岡県経営管理部職員局行政改革課及び自治局自治行政課をもって構成する。
 - 4 事務局に事務局長を置き、事務局長は、静岡県経営管理部理事（県・市町連携推進担当）をもって充てる。

(課題検討会)

- 第7条 事務局は、研究希望事項の検討等を行うために必要と認めるときは、課題検討会を設置することができる。
- 2 課題検討会は、静岡県及び参加を希望する静岡県内市町の研究希望事項に関係する職員をもって構成する。
 - 3 課題検討会の会議は、事務局が招集する。
 - 4 事務局は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
 - 5 課題検討会の庶務は、事務局において処理し、研究希望事項に関係する県市町担当課室がその支援を行うものとする。

(会議の公開)

- 第8条 研究会及び部会の会議は公開を原則とする。ただし、研究会又は部会で協議の上、非公開とすることができる。

(案)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月 日から施行する。

(案)

別表（第4条関係）

行政経営研究会の構成員	
静岡県	静岡県 経営管理部長 静岡県 賀茂振興局長兼政策調整監（伊豆半島担当） 静岡県 経営管理部理事（県・市町連携推進担当） 静岡県 経営管理部 職員局長 静岡県 経営管理部 職員局 行政改革課長 静岡県 経営管理部 自治局長 静岡県 経営管理部 自治局 自治行政課長 静岡県 東部地域政策局長 静岡県 中部地域政策局長 静岡県 西部地域政策局長 静岡県 企画広報部 政策企画局 参事
静岡県内市町	静岡市 企画局長 浜松市 企画調整部長 沼津市 企画部長 熱海市 経営企画部長 三島市 企画戦略部長 富士宮市 総務部長 伊東市 企画部長 島田市 行政経営部長 富士市 総務部長 磐田市 企画部長 焼津市 未来創造部長 掛川市 企画政策部長 藤枝市 都市創生戦略監 御殿場市 企画部長 袋井市 企画財政部長 下田市 企画財政課長 裾野市 企画部長 湖西市 企画部長 伊豆市 総務部長 御前崎市 総務部長 菊川市 企画財政部長 伊豆の国市 市長戦略部長 牧之原市 政策創生専門監 東伊豆町 総務課長 河津町 総務課長 南伊豆町 総務課長 松崎町 総務課長 西伊豆町 総務課長 函南町 総務部長 清水町 企画財政課長 長泉町 総務部長 小山町 企画総務部長 吉田町 総務グループ参事兼企画課長 川根本町 総務課長 森町 総務課長
静岡県市長会町 村会総合事務局	事務局長

静岡県行政経営研究会27年度予定

平成27年5月28日

行政経営研究会の理念

今後予測される人口減少、厳しい行財政環境...



地域全体の力を向上させる必要



(市町・県問わず) **地域全体の行財政運営の効率化・最適化**



(その手段として) **市町・県などの連携を推進するプラットフォームが必要**



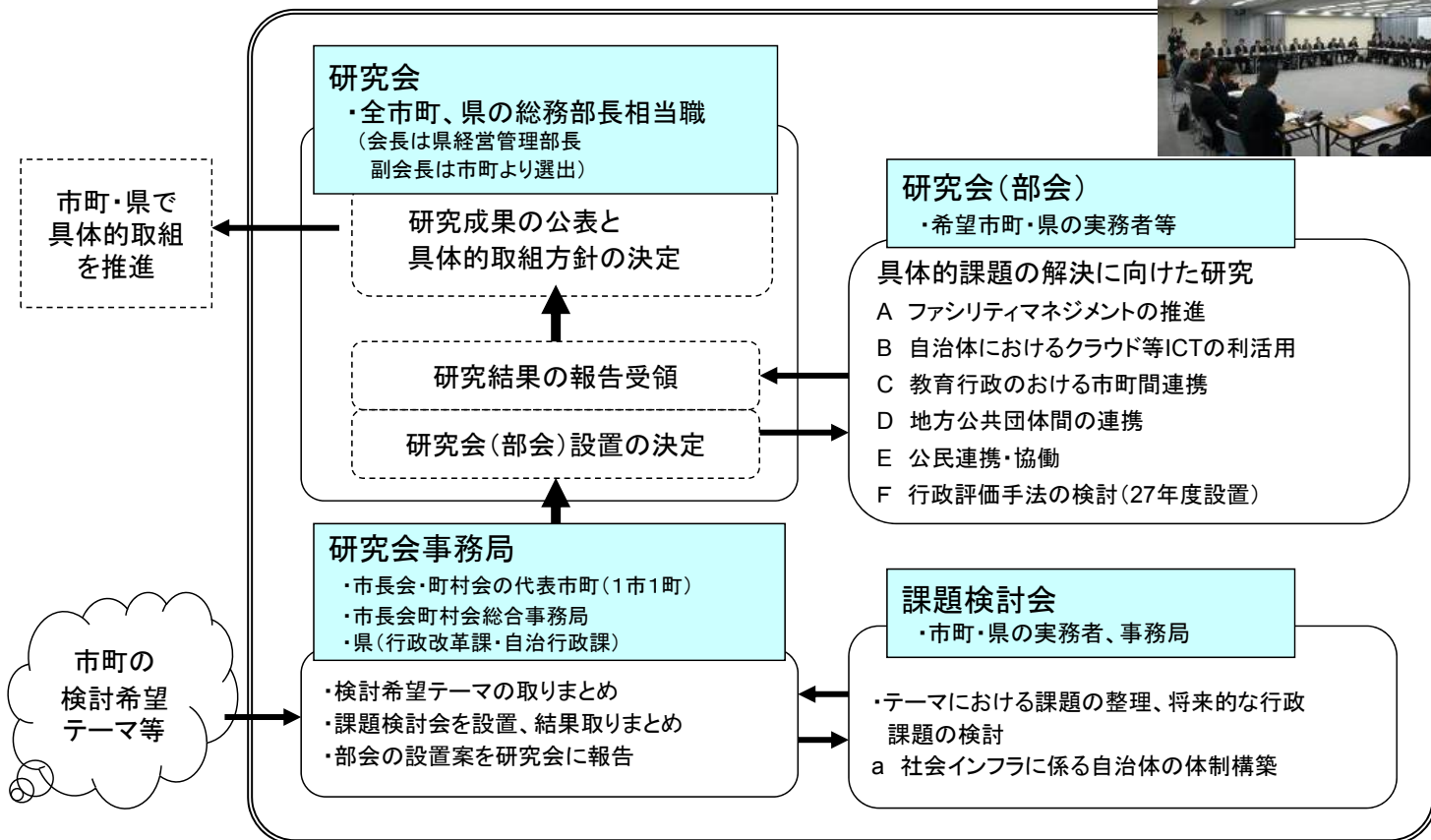
(その具体的手段として)市町と県による「**行政経営研究会**」(26.4.24設置)
市町と県とで共有する行政課題の解決に向け検討

【部会】

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| A ファシリティマネジメントの推進 | B 自治体におけるクラウド等ICTの利活用 |
| C 教育行政における市町間連携の推進 | D 地方公共団体間の連携 |
| E 公民連携・協働 | F 行政評価手法の検討(27年度設置) |

行政経営研究会の組織と仕組み

第1回行政経営研究会の様子 (H26.4.24) →



部会A ファシリティマネジメントの推進 (経営管理部管財課)

26年度の研究成果 部会:2回開催

○「公共施設等総合管理計画」の作成・施設情報の整理

「公共施設総合管理計画」や「公共施設白書」を作成するには、施設情報を作成段階から比較可能な項目・形式で整理しておくことが効率的であるため、共通フォーマットを作成し整理(H27.2作成)

○施設情報の共有化・オープンデータ化

施設情報の透明性を高めながら住民への説明責任を果たしていくため、施設情報の共有化の手段としてオープンデータ化を積極的に推進(H27.3開始)

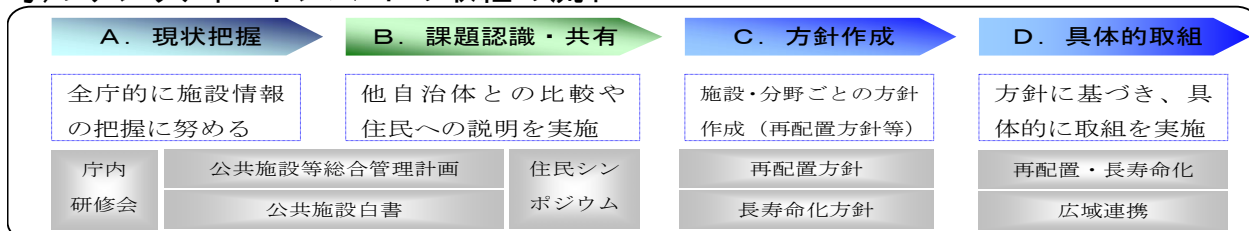
27年度の研究方針

○28年度までに、全市町で「公共施設等総合管理計画」の策定を目指す

○施設情報の整理・共有後、各施設の方針作成とその実行を視野

○近隣市町による連携、市町の取組段階や方向性による連携を推進

(参考)ファシリティマネジメントの取組の流れ



部会B 自治体におけるクラウド等ICTの利活用(企画広報部情報政策課)

26年度の研究成果 部会:3回開催、「静岡県自治体クラウドセッション2014」の開催

○以下のテーマについて検討・取組を推進

- ・市町の行政情報システムの共同利用、クラウドの利活用
- ・ICT-BCP(情報部門の業務継続計画)の策定
- ・市町と県との連携による公共データの民間開放(オープンデータ)

○県オープンデータカタログへのデータ掲載が1市(25年度)から15市4町(26年度末)に増加

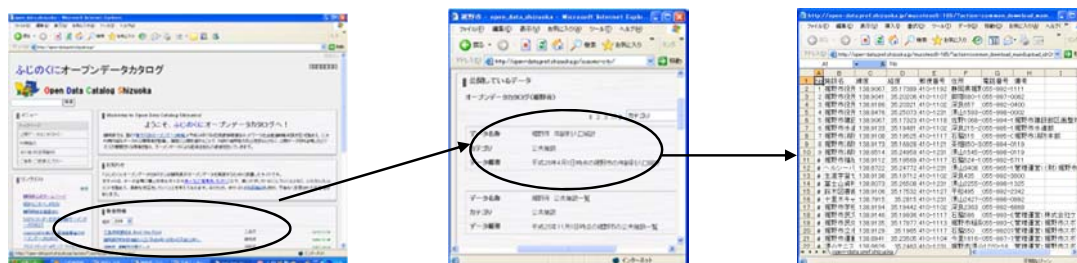
27年度の研究方針

○自治体クラウド導入を想定した共同利用検討グループ構成と課題抽出・検討

○オープンデータの利活用推進、公開予定市町への個別支援等

○システム事業者等と連携したICT-BCP策定の研修等の実施

(参考)ふじのくにオープンデータカタログ(データの2次利用が可能)



4

部会C 教育行政における市町間連携(教育委員会教育総務課)

26年度の研究成果 部会:2回開催、ワーキング2回開催

○指導主事が配置されていない賀茂地域5町に、県費負担による教職員を派遣(26年度～)

○賀茂地域(下田市も含めた1市5町)連携による教育行政の充実に向けた検討を実施

- ・県指導主事の活動状況の把握と課題整理
- ・連携方策の検討、具現化への課題整理

≪配置条件≫

- ・県指導主事としての業務を行いつつ、派遣先町の人材育成力及び教育水準の把握と向上支援、学校の教育力全般の向上支援を担当する
- ・3年を目途に、町独自配置の指導主事への切替、複数町による指導主事の共同設置、各町教育長から構成される協議会の設置など、町又は地域の自立的な具体的取組を開始する

27年度の研究方針

○指導主事配置に向けた市町間連携等の仕組みの検討、制度設計

○他県における好事例の研究

○各町独自配置を基本と捉えつつ、例えば、近隣の町同士での連携等、現実的な方法も視野に入れ検討し、方針を決定。方針決定に際しては、総合教育会議を有効に活用し、各首長の理解と協力を求めていく。

平成26年度	平成27年度	平成28年度
	① 指導主事派遣	
② 成果・課題の整理		
	③ 方針決定	
		④ 連携準備

5

部会D 地方公共団体間の連携部会 (経営管理部自治行政課)

26年度の研究成果 部会:2回開催、ワーキンググループ:各地域ごとに複数回開催

○市町調査の実施と、テーマの決定

・各市町で単独処理が困難な事務(将来困難となることが見込まれる事務)又は共同処理が必要な事務等について調査し、以下の4テーマについてワーキンググループを設置し研究を開始

①消費生活相談、②消費者教育、③新中核市制度、④地方中枢拠点都市制度

○課題解決に向け、検討を実施

・消費生活相談・消費者教育について課題整理

・新中核市制度・地方中枢拠点都市制度について課題整理、先進市の視察

研究の視点

ア 現状における課題と連携の必要性

・職員数の減(技術職・専門職の不足)、事務処理量の増、財政的負担の増、ノウハウ不足...

→連携体制を構築、広域処理(近隣市町(及び県)との事務の共同処理)などにより効率化

イ 連携にあたっての課題

・予算(費用)の配分、現行制度の制約、実施主体間の調整、市民・議会等の理解と協力...

→課題解決に向けた方向性を分野・地域ごとに検討→連携の具体化(H27~)

27年度の研究方針

○消費生活相談ワーキンググループ等で引き続き検討【参考1、2】

○新たな研究テーマの設定

・監査事務(監査委員・監査委員事務局)の共同化

・行政不服審査法改正に伴い、設置することになる第三者機関の組織形態等の検討

6

部会E 公民連携・協働 (経営管理部行政改革課)

26年度の研究成果 部会3回開催、先進事例視察会1回開催

○公民連携・協働に係る分野を2つに整理

①業務一般における連携・協働(業務協働) ②施設における民間能力の活用(施設民活)

○ノウハウ・先進事例等の共有

・先進地視察(西伊豆町における複数施設の一括指定管理)

・「関係者リスト」と「優良事例集」の作成等、情報を「見える化」するDBの作成

・市町の取組紹介(業務協働:牧之原市・川根本町、施設民活:掛川市)

○公民連携・協働を持続させるための手法の研究

①業務協働

・協働を推進・支援する仕組み(プラットフォーム)の構築

②施設民活

・指定管理者導入施設が効果を発揮しやすい施設の検討

・民間事業者を確保する方策(複数施設の一括管理、自治体間における共同管理)

①業務協働

・住民参加(執行過程)
・提案型事業(委託)
・事業協力・連携(共催、協議会等)
*バブコメ、広聴など単純な「参加」は本部会の対象外

②施設民活

・指定管理者制度
・PFI、コンセッション
・サウンディング等

27年度の研究方針

業務協働	○協働推進に係るマニュアルの作成
	○協働効果を測定する手法の開発
	○プラットフォーム(理念整理とモデル事例)の構築
施設民活	○施設をPRする合同説明会「企業等への施設紹介フェア」の開催
	○指定管理者の導入効果が発揮されやすい施設の分析・調査
	○複数施設の一括・共同管理

7

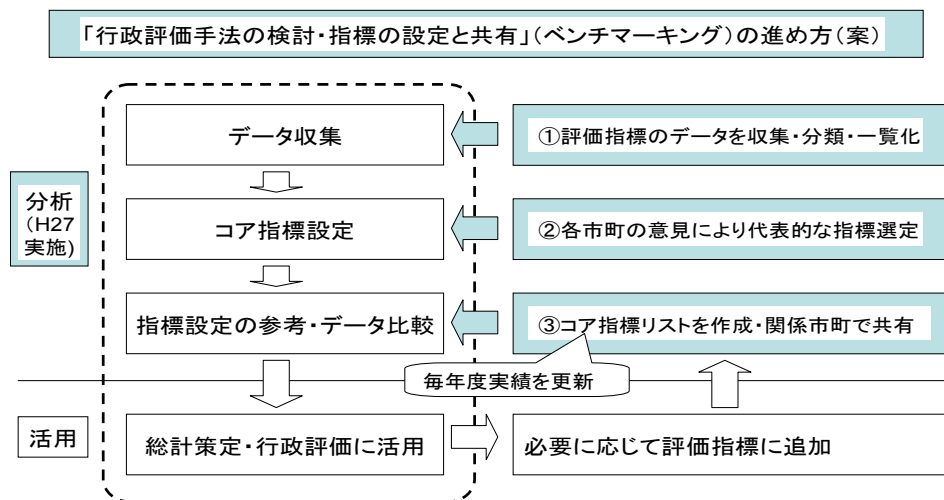
部会F 行政評価手法の検討 (経営管理部行政改革課)

26年度の研究結果 課題検討会:2回開催

- 行政評価の現状と課題の研究
- 想定される「指標の設定と共有(ベンチマーキング)」の進め方の検討
- 部会設置を決定

27年度の研究方針

- 部会設置(30市町より参加希望)
- 指標の設定と共有について、検討



8

今後の予定

○今後の予定

時期	内容
27年5月～	<ul style="list-style-type: none"> ○各部会、課題検討会 <ul style="list-style-type: none"> ・本会の決定を踏まえ、部会を開催 ・市町の希望等に応じ、新たな部会・課題検討会の設置 <p>⇒可能なものから実践</p>
27年度末まで	<ul style="list-style-type: none"> ○27年度第2回行政経営研究会(本会) <ul style="list-style-type: none"> ・27年度研究結果、進捗状況及びトピックの報告 ・28年度研究方針 など

9

『静岡県内自治体の「公民連携・協働」事例集』 における優良事例大賞の選定

平成27年5月28日(木)
公民連携・協働部会 部会長
(静岡県経営管理部職員局
行政改革課長)

富国有徳の理想郷—しずおか
ふじのくに



『静岡県内自治体の「公民連携・協働」事例集』

- ・平成26年8月、当研究会に「公民連携・協働部会」を設置
(当面の目的を、「公民連携・協働を進めるための環境整備」に設定)
- ・当部会において、優良事例の類型化・共有化を図るため、事例集の作成を決定
- ・平成27年2月、事例集が完成。HP等で公表



事例集の内容・内訳

	業務協働	施設民活	計
県	36	5	41
市町	36	5	41
計	72	10	82

※市町からは、19市より32事例
6町より9事例



1次投票（市町担当課による投票）の実施

- ・「公民連携・協働」部会では、事例作成にあたり「大賞」の選定を方針として決定
- ・27年4月16日～30日の間、1次投票として、全市町の部会担当課に、協働の現場に近い、市町担当者の意見を踏まえた投票を依頼

○1次投票にあたっての視点(例)

評価の視点	内容
住民ニーズ	多様化する住民ニーズに対し、キメ細やかで適切な対応が実現
効率化	行政単独の実施と比べ、コスト面等で効率化が実現
連携	他市町や県との連携が行われている、または今後の連携可能性がある
汎用性	他市町のモデルとなる取組である
独創性・先駆性	着眼点がよく、独創性に富み、先駆性が高い
努力度	協働実現の上で、関係者との調整等に努めている

1次投票の実施結果

- ・投票結果は幅広く分散する傾向
- ・住民が広く、深く関与し、かつ具体的な「業務協働」事例に票が集まる傾向

順位	票数	市町名	事例	区分
—	上位 3事例	静岡市	障がい者が活躍する学校ネットパトロール事業	業務協働
		牧之原市	牧之原市地域の絆づくり事業	業務協働
		川根本町	川根本町高齢者宅配サービス	業務協働
4位	7票	掛川市	掛川城エリアの指定管理者選定事例	施設民活
		西伊豆町	町有12施設の一括管理制度の導入	施設民活
6位	5票	藤枝市	ディーセントライフ事業	業務協働
		袋井市	花工場による緑化推進～市民の力で花いっぱい！～	業務協働
		函南町	函南町ホームスタート事業	業務協働
9位	4票	伊豆市	新たな地域づくり制度（地域づくり協議会の設立）	業務協働
		御殿場市	神山城址公園整備事業	業務協働
		島田市	雑誌スポンサー制度	業務協働
		掛川市	地域健康医療支援センター「ふくしあ」の官民協働による地域包括ケアシステム	業務協働
		御殿場市	「魅力ある東山路づくり」から始まる観光ハブ都市御殿場市	業務協働

上位3事例に寄せられた市町担当課の意見（1次投票の任意記載）

1. 静岡市「障がい者が活躍する学校ネットパトロール事業」

- ・学校現場や家庭で深刻化している生徒のネットに関するいじめ等の問題解決に障がい者の雇用やスキルアップを結びつけた事業展開が期待できる。(中部)
- ・互恵関係が成立しており、評価できる。(東部)
- ・高齢者や主婦層をターゲットにすることもできるのではないか。(東部)

2. 牧之原市「牧之原市地域の絆づくり事業」

- ・計画づくりが全て市民主導で実施できており、市民が主体という意識が生まれている。(伊豆)
- ・行政と地域コミュニティによる理想的な協働事業。(中部)
- ・市民が主体となるまちづくりは、地域の絆づくりに効果的である。(西部)
- ・地区自治推進協議会が、話し合っ合意形成をしている点を評価。(伊豆)
- ・自分たちで主体となり、取り組むべき計画の意識付けができ、今後が楽しみ。(東部)
- ・住民参加がうまくいっている。(西部)

3. 川根本町「川根本町高齢者宅配サービス」

- ・高齢化社会に対応したビジネスモデル。(西部)
- ・高齢者宅配サービスは多くの地区で行われているが、担い手に「子育て中のママ」を活用したことが素晴らしい。様々な波及効果が期待できそう。(西部)
- ・各主体がWin-Winの関係を保ちながら、多様な連携により地域課題に取り組んでいる。(中部)
- ・子育て中の女性配達員が子供と一緒に訪問し、交流と見守りをしている点が参考になる。(伊豆)
- ・転入してきた若いお嫁さんに優しい土壌があると、地域は強くなるように思います。(中部)

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

4

優良事例大賞の選定方法等

○投票に当たって

- ・静岡市、牧之原市、川根本町の発表をお聞きの上、最も優れていると思われる事例に御投票ください。
- ・1次投票の結果は、最終投票に反映いたしません。
- ・会長、副会長(2票)、委員各1票によって、優良事例大賞を選定します。
- ・投票は無記名とします。
- ・事例を報告した市町が、自らの事例に対して投票することも可とします。
- ・最も優良な事例への投票結果が同数であった場合、更なる投票は行わず、同順位の複数事例を優良事例大賞とします。
- ・御意見等があれば投票用紙に記載願います。発表者にフィードバックします。

○優良事例大賞

- ・この後、表彰させていただきます。
- ・本県(行政改革課)が積極的にPRいたします。
- ・公民連携・協働部会において、先行事例として、今後の研究を進める上での参考といたします。

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに

5

『静岡県内自治体の「公民連携・協働」事例集』優良事例の1次投票結果

静岡県行政経営研究会 公民連携・協働部会

1. 目的

静岡県行政経営研究会「公民連携・協働」部会では、平成26年度に県内自治体の報告をもとに（市町41事例、県41事例の計82事例）、標記事例集を作成。

このうち、市町41事例について、県内全市町担当課に、現場に近い担当者の意見を踏まえ、各3票の投票を依頼。上位3事例は、5月28日（金）平成27年度第1回行政経営研究会の委員による最終投票により、優良事例大賞を決定。

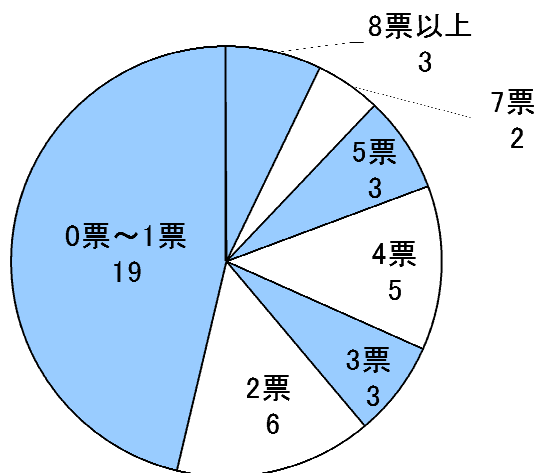
2. 結果

順位	市町名	タイトル	票	概要	投票市町コメント
—	静岡市	障がい者が活躍する学校ネットパトロール事業	8票以上	障がい者がネットパトロール員となり、学校の有害情報を巡視し、学校に報告。教員のスキルアップの他、障がい者の社会参画の足がかりに。	深刻化するネット上のいじめの問題解決に障害者雇用やスキルアップを結び付けている
	牧之原市	牧之原市地域の絆づくり事業		10の小学校区別に結成した地区自治推進協議会において津波防災まちづくり計画や地区まちづくり計画を策定	計画づくりが市民主導で実施され、「市民が主体」という意識が生まれている。
	川根本町	川根本町高齢者宅配サービス		高齢者独居世帯等に対し、子育て中の女性が配達員となり、子供と一緒に弁当や日用品等を配達。高齢者の日常生活を見守る。	担い手に子育てママを活用したことが素晴らしい。様々な波及効果を期待
4	掛川市	掛川城エリアの指定管理者選定事例	7	市の関与を極力減らし、指定管理者の提案や自主性を尊重。新たな収入構造構築手法で、独立採算を見据えた施設運営	指定管理者の提案や自主性が尊重され、制度のメリットを最大限に発揮
4	西伊豆町	町有12施設の一括指定管理制度の導入	7	住民サービスの一層の向上と事務効率化、経費節減のため12施設を5年間の一括管理運営を行う指定管理制度を導入	行政視点では施策に限界があり、一定の経費削減効果が期待
6	藤枝市	ディーセントライフ事業	5	シニア世代を対象に、社会貢献活動を通じた仲間づくりによる市民活動拡大。耕作放棄地活用による農業体験等を実施	多老化社会における地域を担う人材育成・活用に、今後の幅広い展開を期待
6	袋井市	花工場による緑化推進～市民の力で花いっぱい！～	5	市内10箇所の花工場で、市民が種子から育苗し、年間約16万ポットを生産。自治会、シニアクラブ、教育施設、福祉施設等に配布。	「地域の花は地域で生産」のコンセプトが素晴らしい。
6	函南町	函南町ホームスタート事業	5	未就学児のいる家庭を子育て経験のあるボランティアが訪問し、主に「傾聴と協働」を行う家庭訪問型の子育て支援活動	未就学児童はどの自治体でも課題があるが、解決に向けた素晴らしい事業である。
9	伊豆市	新たな地域づくり（地域づくり協議会の設立）制度	4	市内を13小学校区に分け、地域の課題を地域住民で話し合い、事業計画を立て、市の交付金により計画に基づく事業を実施	地域主体の制度が確立され、地域の課題解決等、地域ニーズに添った取組となっている
9	御殿場市	神山城址公園整備事業	4	計画段階から地元参画のワークショップを多数開催。有志、NPO、自治会が市有地の里山を整備し、公園として完成	住民ニーズに直結する理想的な施設整備手法である

順位	市町名	タイトル	票	概要	投票市町コメント
9	島田市	雑誌スポンサー制度	4	図書館の雑誌購入の費用を民間事業者からの広告収入で賄い、見返りとして雑誌保管の書架・バインダーに協力者の広告を掲載	必要経費を広告費収入で賄い、経費節減をしつつ、市民サービスが維持されている。
9	掛川市	地域健康医療支援センター「ふくしあ」の官民協働による地域包括ケアシステム	4	住み慣れた地域で最期まで暮らしたとの願いに応えるため、市内5箇所に拠点づくりを推進。行政、地域包括支援センター、社協、訪問看護ステーションが垣根を越えて支援を実施	高齢化に適応するためには、各機関の連携とアウトリーチは必要な仕掛けだと考えられる
9	御殿場市	「魅力ある東山路づくり」から始まる観光ハブ都市御殿場市	4	自治会・商店・企業・施設等で立ち上げたNPOが、観光客の視点に立ち、ゆっくり歩きながら観光するマップを作成・配布。	(コメントなし)

3. 市町担当課による1次投票結果

- ・いずれも取組内容に優れており、投票結果は分散傾向となった。
- ・今回、上位3事例は8票以上を獲得しているが、僅差である。



平成 27 年 5 月 28 日

賀茂地域消費生活センターの共同設置について

(賀茂振興局・県民生活課・自治行政課)

1 要旨

消費生活センターの共同設置について検討する。

2 現状と課題

悪質な事業者の手口が巧妙化、複雑化しており、県内の消費生活相談体制の整備が急務となっている。しかし、賀茂地域においては、地理的に他地域と圏域が分断されていること、広域エリアに少数の人口が点在していること、人口減少予測において減少幅が大きく、以下のような地理的な課題がある。

賀茂地区の地理的な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・有資格者が少なく相談員数・専門性確保に難 ・相談件数は少ないが、被害が潜在している可能性 ・相談ノウハウの蓄積が困難 ・人口点在により単位当たりコストが高い可能性 ・将来的な人口減少も踏まえた対応が必要 ・個々の市町における財政的・人的な制約が大
-------------	---

3 体制整備の方向性

上記のような地理的課題を踏まえ、賀茂地域内で独自の相談体制を構築する必要がある。

視 点	<ul style="list-style-type: none"> ○単独市町での対応は非効率、財政的・人的にも困難 ○地域間での連携（相談と資源の集約化）が効果的
-----	---



方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○賀茂地域で連携し、「消費生活センター」を設置 県を含めた連携による効率化と行政サービス向上の両立についても検討
-----	---

4 想定スケジュール

項目	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4月
体制（連携の枠組等）の検討	←→				
連携協約等の作成、議会上程	←→				
県・市町人事財政協議		←→			
住民への周知 センター運営開始				←→	◆

賀茂地域広域連携会議の下部組織として専門部会を設置し、詳細を検討する。